⑴　貸付金

貸付金の時価については、貸付金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻懸念先については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

⑵　有価証券

有価証券は金銭信託であり短期間で決済されるため､時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

⑶　投資有価証券

国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当法人が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

①　満期保有目的債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　　分	種　　類	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　　債	99,538,189	103,434,100	3,895,911
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	200,000,000	198,060,000	△ 1,940,000
	社　　債	5,223,263,128	5,004,280,000	△ 218,983,128
合　　計		5,522,801,317	5,305,774,100	△ 217,027,217

②　満期保有目的債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
国　　債	0	100,000,000	0	0
地 方 債	0	0	0	200,000,000
社　　債	0	2,200,000,000	3,000,000,000	0
合　　計	0	2,300,000,000	3,000,000,000	200,000,000

⑷　破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合であることからレベル３の時価に分類しております。

⑸　１年以内返済長期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

２．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役員及び職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を設けております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。厚生年金基金には加入しておりません。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

期首における退職給付債務	1,522,560,460
勤務費用	68,126,499
利息費用	22,310,209
数理計算上の差異の当期発生額	△ 19,770,482
退職給付の支払額	△ 133,769,800
期末における退職給付債務	1,459,456,886

⑶　退職給付に関連する損益

（単位：円）

勤務費用	68,126,499
利息費用	22,310,209
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 19,770,482
合計	70,666,226

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　　分	令和７年３月31日現在
割引率	0.80％～3.14％
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	発生年度に一括処理

Ⅲ　行政コスト計算書に関する事項

１．業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	444,414,899,703円
自己収入等	△ 27,994,344,454円
法人税及び国庫納付額	△ 1,389,042,976円
機会費用	1,615,567,066円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	416,647,079,339円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に、1.485％で計算しております。

⑵　国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。